

社会福祉法人ぶろぼの 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぶろぼの（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるも者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に支給する報酬の総額は年2,000万円を超えないものとする。

2 役員等には、次の各号に基づいて報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、月額報酬を支給する。
- (2) 理事長でない理事、監事については、業務に応じた報酬を支給する。
- (3) 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
- (4) この法人の職員を兼務する理事に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、別表第2により支給する。

(理事長の報酬の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

2 前項に基づき別表第1のいずれの号給を適用するかについては、理事長の職務を果たすために必要な1か月あたりの時間数、理事長としての経験年数、理事長就任前の職歴その他の事項を勘案し、理事会において決定する。

(理事長でない役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第5条 理事長でない役員及び評議員の報酬の額は、次の各号による。

- (1) 役員に対する報酬については、別表第2に定める額

(2) 評議員に対する報酬の額については、別表第3に定める額

(費用の弁償)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、別表第4に定める額並びに一般職員出張旅費基準に準じて支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬等は、次の各号に定める時期に支給するものとする。

(1) 理事長に対する報酬：毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、給与規程第8条の規定に準じて支給)

(2) 理事長でない役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、令和7年6月21日より施行する。

(これをもって従前の社会福祉法人ぷろぼの役員及び評議員の報酬等並びに費用弁済に関する規程は廃止する)

別表第1 理事長報酬

| 号級 | 月額報酬 |
|----|-------------|
| 1号 | 月額 950,000円 |
| 2号 | 月額 800,000円 |
| 3号 | 月額 650,000円 |
| 4号 | 月額 500,000円 |
| 5号 | 月額 350,000円 |
| 6号 | 月額 200,000円 |
| 7号 | 月額 50,000円 |

別表第2 理事長でない役員に対する報酬

(1) 理事

| | |
|--------------------|---------------|
| 理事会等への出席 | 1日につき 10,000円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 1日につき 10,000円 |

(2) 監事

| | |
|---------------|---------------|
| 理事会等への出席 | 1日につき 10,000円 |
| 法人・施設業務のための出勤 | 1日につき 10,000円 |
| 監事監査等への出席 | 1日につき 20,000円 |

別表第3 評議員に対する報酬(日額)

| | |
|--------------------|--------------|
| 評議員会等への出席 | 1日につき 8,000円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 1日につき 8,000円 |

別表第4 出張に要する旅費

| | |
|-----|-----------------|
| 旅費 | 実 費 |
| 宿泊費 | (国内) 1泊 15,000円 |
| 日当 | 出張旅費規程に準じる |
| その他 | 実 費 |